



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本語教育における配慮に関わる表現の指導
Author(s)	藤原, 安佐; 阿部, 仁美; 大井, 裕子 他
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要, 108, 85-98
Issue Date	2009-07-15
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.108.85
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38810
Type	departmental bulletin paper
File Information	108-008.pdf



日本語教育における配慮に関わる表現の指導

藤原 安佐^{*}・阿部 仁美^{**}・大井 裕子^{***}
椿原 博子^{***}・吉田 則子^{***}

Teaching Culturally Appropriate Expressions in Japanese Language Teaching

Asa FUJIWARA Hitomi ABE Yuko OOI
Hiroko TSUBAKIHARA and Noriko YOSHIDA

【目次】

はじめに

- 1 配慮に関わる表現
 - 1-1 配慮とは
 - 1-2 話し手が配慮表現を使用すべき聞き手とは
 - 1-3 配慮表現の原則
 - 1-3-1 利益・負担, 恩恵・迷惑に関して
 - 1-3-2 決定権・意志に関して
 - 1-3-3 縄張りに関して
 - 1-3-4 位置付けに関して
 - 1-3-5 配慮に関わる表現の使用の原則
- 2 教育内容
 - 2-1 聞き手の私的領域
 - 2-2 位置付けに関して
 - 2-2-1 位置付けに関わる表現
 - 2-2-2 評価における程度副詞
 - 2-3 利益・負担
 - 2-3-1 恩恵・利益を与える表現, 受ける表現
 - 2-3-1-1 「一てくれる」の無使用に関して
 - 2-3-1-2 「一てあげる」の不必要な使用に関して
 - 2-4 依頼表現と配慮に関わる原則
- 3 終わりに

【キーワード】 配慮表現, 「です・ます」体使用の聞き手, 私的領域, 位置付け, 利益・負担

^{*} 北星学園大学

^{**} 北海道大学

^{***} 北海道教育大学

はじめに

話し手は聞き手と円滑なコミュニケーションを行うため、伝えたい内容を過不足なく相手に伝えること以外にも、聞き手の立場や、場面・状況に応じたさまざまな表現の使用に対して配慮を行う。配慮はどの言語文化においても働くものであるが、その配慮をどのように表現するかは、それぞれの言語や文化によって異なる。

次の学習者の発話を見てみよう。（以下、#は文法的には正しいが不適切な発話であることを示す）

（１）#（作文の添削を頼む場面で）先生、いつ私の作文をお読みにになりたいですか。

文法的に問題がなく、また敬語を用いているので形式的には丁寧な表現である。しかし、このように頼まれた教師は不快感や戸惑いを覚え、返事に窮するのではないだろうか。なぜなら、語形式は丁寧であるが、ことばの使い方に関する配慮が不十分なのである。特に日本語では上位の立場にある聞き手に対しては、さまざまな表現に使用制限があり、この制限を破ると、文法的には正しいが、聞き手に不快感や戸惑いを与えてしまう不適切な表現となるのである。

配慮に関わる表現の指導は、藤原（2005）が「たい・ほしい」の使用制限を中心に丁寧さの指導を提案しているが、それ以外にも使用制限のある表現がある。しかし、これまでその点に関しては断片的な説明にとどまり、日本語の配慮に関する原則の全体像がきちんと学習者に明示されることはほとんどなく、具体的な指導プランもない。

そこで本稿では、上位の立場にある聞き手に対して必要な配慮に関わる表現の使用の原則をまとめ、学習者がその全体像を把握し、適切な運用を行うための具体的な指導を目指した教育内容を検討する。

１ 配慮に関わる表現

１－１ 配慮とは

守屋（2003）は、「人は伝えたいことをそのまま言語化しているわけではない。話し手の尊厳を損なうことなく、意志や意図が過不足なく伝わるように、かつ聞き手との関係を望ましい形で維持できるよう、様々な配慮を言語表現に込めている」とし、このような配慮を反映した表現を配慮表現としている。本稿では、「話し手が、聞き手との関係や場面・状況などに気を配り、聞き手が不快に感じないように、聞き手に失礼にならないように気をつかうこと」を「配慮」と定義する。そしてこの「配慮」を反映した表現を「配慮表現」と考える。

１－２ 話し手が配慮表現を使用すべき聞き手とは

日本語では、円滑なコミュニケーションを行うために、話し手は、まず聞き手との関係を考慮し、「です・ます」体の使用・不使用を決定する。「です・ます」体を使用すべき聞き手とは、いわゆる話し手から見て立場が上位の者や親しくない者（距離のある者）である。この「です・ます」体を使用すべき聞き手に対しては、不躰な印象や不快感を与えないよう

に特に配慮が必要であり、さまざまな表現に使用制限がある。

従って本稿では、「です・ます」体を使用すべき聞き手に限定し、配慮表現を取り上げていく。

1-3 配慮表現の原則

姫野他（2004）の「配慮表現からみた日本語」では、配慮表現の原理を「利益・負担、恩恵・迷惑に関して」「決定権・意志に関して」「縄張りに関して」「位置付けに関して」の4つにまとめており、配慮表現に関しての全体像が見渡せる。以下、姫野他の4つの原理を引用し考察を加える。

1-3-1 利益・負担、恩恵・迷惑に関して

◎話し手利益・聞き手負担型の行為（依頼など）を遂行する場合は、話し手の利益と聞き手の負担をなるべく表出する。「私の利益は大きい。あなたの負担は大きい」と述べる。すでに与えた迷惑について言及して詫げる。すでに受けた恩恵については言及してお礼を言う。

◎話し手負担・聞き手利益型の行為（申し出など）を遂行する場合は、話し手の負担と聞き手の利益をなるべく表出しない。「私の負担は小さい。あなたの利益は小さい」と述べる。

例えば「先生が教えました」は、話し手の利益も聞き手の負担も表出されていないので、「先生が教えてくれました」のように「てくれる」を付けるのが適切な表現である。

また、「先生、わざわざお土産を買って来てあげました」というのは「わざわざ」は話し手の負担を表し、「てあげる」が利益の押し付けにあたり、話し手の負担と聞き手の利益をなるべく表出しないという原則に反するため、不適切な表現となる。

1-3-2 決定権・意志に関して

◎話し手の決定権はなるべく表出しない。聞き手に決定権を持たせる。

◎話し手の意志をなるべくあらわにしない。聞き手の意志をあらわにさせない。

「先生、週末パーティーに行きましょう」は、聞き手に決定権を与えていないため、適切な表現とは言えず、「パーティーに行きませんか」とするのが適切な表現といえる。また、「週末、パーティーに行くつもりですか」は聞き手の意志をあらわにさせることになり、不適切な表現となる。

姫野（2004）は、聞き手だけではなく話し手の決定権・意志についても言及しているため、「決定権・意志に関して」と「縄張りに関して」を区別しているが、聞き手に限って言えば、鈴木（1989）は、意志決定は聞き手の私的領域に属するとしている。

1-3-3 縄張りに関して

◎聞き手の縄張りに踏み込まない。

◎自分に関する情報について、認識の一致を求めない。認識を強要しない。

新屋（2003）は、聞き手の縄張りは、聞き手の私的領域のことであり、「聞き手の私的領域内の事柄として、（1）聞き手の身上：年齢、給料、既婚か否か、地位、恋愛、子供の進路など（2）聞き手の内面：欲求、願望、感情、意志、感覚など（3）聞き手の能力などが挙げられる。縄張りの侵害には、こうした聞き手領域内の事柄を、指摘・評価する、質問する、断定する、聞き手の行動を決定するなどがある」と述べている。

聞き手の私的領域とは、聞き手の欲求・願望・意志・能力・感情・感覚など個人のアイデンティティーに深く関わるものである（鈴木 1997）。これらは主観的なもので本来、個人的・私的なものであるため、聞き手はこの領域に触れられると、自己のテリトリーが侵害されたと捉え、丁寧さに欠けると感じる。「先生、コーヒー、飲みたいですか」「夏休みは何をするつもりですか」「テニスができますか」のような問いかけは私的領域の侵害にあたり、不適切な表現となる。また、「先生、これ宿題ですよ」の終助詞「よ」は聞き手の認識を一方的に伝え、「先生、これ宿題ですね」の「ね」は認識の一致を求めることになり、どちらも不適切な表現となる。ただし、本稿ではこれら終助詞に関しては扱わない。

1-3-4 位置付けに関して

◎自分を聞き手と対等な関係と位置付けない（聞き手を評価・激励できるのは目上か親しい人のみ）。

守屋（2003）は「ねざらい・いたわり・与益・許可与え・褒め」の発話行為は、本来は上位者が下位の立場の者かあるいは全く同等の相手にのみ向けることができるものであるという。よって、「先生の授業、とても良かったです」のようなプラスの評価であっても、上位者に対しては不適切な表現となる。

つまり日本語には下位の立場の者から上位の者に対して使うと失礼な表現があるということになる。上記のような発話行為のほかにも、「あなた」などの呼称や「なるほど」といった副詞もこのような表現に含まれる。

1-3-5 配慮に関わる表現の使用の原則

本稿では、上位の立場にある聞き手に対して必要な配慮に関わる表現の使用の原則を指導することを目指している。したがって、姫野（2004）の配慮表現に関わる4つの原理の中の聞き手の決定権・意志は、聞き手の私的領域に含めることとする。

よって、本稿では、話し手が「です・ます」体を使用すべき聞き手への、配慮に関わる表現の使用について大きく3つの原則をたてる。

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 原則 1 | ：聞き手の私的領域に踏み込んではいけない |
| 原則 2 | ：話し手は聞き手を対等な関係と位置付けるような表現をしてはいけない |
| 原則 3 の 1 | ：話し手の利益、聞き手の負担は言わなければならない |
| 原則 3 の 2 | ：話し手の負担、聞き手の利益は言うてはいけない |

以上の原則に従い、次章より具体的な教育内容について述べる。

2 教育内容

2-1 聞き手の私的領域

原則1「聞き手の私的領域に踏み込んではいけない」における聞き手の私的領域は「聞き手の欲求・意志・能力・感情・感覚など個人のアイデンティティーに深く関わる」（鈴木 1997）ものである。

これらについて直接尋ねることは聞き手の私的領域に踏み込み、配慮に欠けた発話となる。新屋（2003）が、日本語では「敬語使用よりも私的領域を重んじることが優先される」と指摘しているが、日本語教育では、形式的な丁寧さに重点が置かれ、運用面での指導が不足している。そのため、日本語学習者の発話には文法的には正しくても聞き手の私的領域に踏み込み、不快感を与えるものが多い。例えば次のような発話である。

- (2) # 先生、コーヒー飲みたいです。
- (3) # 先生、定年後はどうするつもりですか。
- (4) # 先生、この漢字読めますか。
- (5) # (パーティーで) 先生、パーティー楽しいですか。

例えば(2)を「コーヒー、お飲みになりたいですか」と敬語を使用しても不適切さは変わらない。聞き手にコーヒーを勧めるという好意的な発話であるにも関わらず、聞き手に不快感を与えてしまう。なぜなら、これらは配慮に関わる原則1に反しているためである。学習者が原則1「聞き手の私的領域に踏み込んではいけない」を獲得することで、円滑なコミュニケーションができるようになる。

そこで、まずここでは、私的領域とは何かを明らかにし、原則1「私的領域に踏み込んではいけない」を理解させるために、次のような問題を与える。

問題1 学生と先生がパーティーで話しています。あとで、先生に日本語の使い方を注意された学生がいます。注意されたのは誰ですか。また、どうして注意されましたか。

学生A：先生、パーティー楽しいですか。

先生：あ、ええ。

学生B：先生、ビールどうぞ。

先生：あ、どうも。

学生C：先生、私たち、このあと、カラオケへ行くんですが、先生も行きたいですか。

先生：あ、ええ。

学生D：先生、何を歌うつもりですか。

先生：うーん、そうですね。

学生E：英語の歌、歌えますか。

先生：え、ええ。

以下のような内容の解説を与える。

答えは学生A・C・D・Eである。日本語では、聞き手に失礼にならない発話をするために「聞き手の私的領域に踏み込んではいけない」という原則がある。聞き手の私的領域には「欲求・願望・意志・能力・感情・感覚」などが含まれる。学生A「楽しいですか」は私的領域の感情・感覚、学生C「行きたいですか」は私的領域の欲求・願望、学生D「歌うつもりですか」は意志、学生E「歌えますか」は能力をたずねている。これらは聞き手の私的領域に踏み込んでいるので、原則に反する。学生Bは「どうぞ」とビールを勧めているだけで、飲むか飲まないかの判断は聞き手に委ねられているので、聞き手の私的領域には踏み込まず原則に反していない。

次に適切な表現を考える問題を与える。

問題2 日本語の使い方を注意された学生が、先生に注意されないようにするには、どのように言ったらいいでしょうか。

学生A：先生、パーティー楽しいですか。

先生：あ、ええ。

学生B：先生、ビールどうぞ。

先生：あ、どうも。

学生C：先生、私たち、このあと、カラオケへ行くんですが、先生も行きたいですか。

先生：あ、ええ。

学生D：先生、何を歌うつもりですか。

先生：うーん、そうですね。

学生E：英語の歌、歌えますか。

先生：え、ええ。

以下のような内容の解説を与える。

学生A「先生、パーティー楽しいですか。」のように、聞き手に「楽しい」「うれしい」「好き」などの感情を聞いてはいけない。「いいパーティーですね」「料理、おいしいですね」のように、パーティーについての感想を述べる発話に変えるとよい。学生C「行きたいですか」のように、聞き手の欲求・願望を聞いてはいけない。「先生も一緒にいかがですか」のように誘う表現にするとよい。学生D「何を歌うつもりですか」のように、聞き手の意志をたずねる発話をしてはいけない。ただし、カラオケ店などで歌う曲目をたずねる場合には、「何を歌いますか」と聞いてもよい。学生E「英語の歌、歌えますか」のように、聞き手の能力を直接聞いてはいけない。もし、聞きたい場合は「先生、英語の歌は…」にすると不適切さを回避できる。

2-2 位置付けに関して

2-2-1 位置付けに関わる表現

1-3-5で述べた原則2「話し手は聞き手を対等な関係と位置付けるような表現をしてはいけない」は、本来、評価・激励・与益などの発話行為ができるのは上位者か親しい者のみであるため、下位者が上位者に向かってこのような発話行為をしてはいけないということである。日本語学習者は、「日本語が上手ですね」「がんばってください」「ご苦労さまでした」など、上位の者からよくかけられることばを、人間関係を円滑に保とうという自分なりの配慮から、そのまま上位の聞き手に向かって使ってしまう。しかし、このような表現を使用すると、話し手と聞き手が対等な関係と位置付けられ、上位の聞き手にとって配慮に欠けた発言となる。

話し手の価値判断に基づく肯定的な評価である「褒める」という言語行為はその行為自体はポジティブなものであるにもかかわらず、言い方によっては聞き手にとまどいや不快感を与えてしまう。特に「褒める」内容が聞き手の私的領域内にある場合には注意が必要である。例えば「先生は英語がお上手なんですね」というような聞き手の能力に関するようなこともその一つである。神尾（2002）は自己の専門または熟達領域に関する情報を話し手及び聞き手のなわ張りの一つと考えている。そのため、相手の専門分野に関することを評価する場合には使用する表現により注意が必要であり、「先生の授業はよかったです」「先生は教えるのが上手ですね」などという表現は、より評価性を感じさせない「先生の授業はよくわかりました」のような表現に変えると、上手な褒めことばとなり、相手に不快感を与えない。また「なるほど」や「さすが」などの副詞も、話し手の評価が打ち出されるため、上位の聞き手に対する使用は避けなければならない。

日本語学習者は、上位の聞き手にとまどいや不快感を与えないように、日本語ではどのような表現が上位の者から下位の者に向かってのみ使用できるのかを理解し、対等な関係と位置付けたと見なされないような表現を選択しなければならない。よってここでは、原則2「話し手は聞き手を対等な関係と位置付けるような表現をしてはいけない」を理解し、また、上位者に対する「褒める」のようなプラスの評価であっても、特に専門、熟達領域を評価する場合には注意が必要であることを理解させるため、以下のような問題を与える。

問題3 次のように言われて、先生がうれしいと感じるのはどれでしょう。

1. (先生の作った料理を食べて) 先生はお料理がお上手ですね。
2. (先生に「がんばってね」と言われて) 先生もがんばってください。
3. (旅行から帰ってきて) 先生におみやげを買ってきてあげました。どうぞ。
4. 先生の今日の授業はとてもよかったですよ。
5. (先生の文法の説明を聞いて) なるほど。よくわかりました。

以下のような内容の解説を与える。

答えは1である。日本語には目上の人に向かって使用してはいけない表現がいくつかある。これらの表現を下位の者が上位の者に向かって使うと、対等な関係に位置付けたと見なされ

失礼となる。原則「話し手は聞き手を対等な関係と位置付けるような表現をしてはいけない」に従い、2「がんばってください」と励ましたり、3「買ってきてあげました」のように相手に利益を与えることを表す表現を目上の聞き手に対して使用してはいけない。

日本語では目上の人に対して、「評価する」ことも避けたほうが良いとされている。特に、4「授業はとてもよかったですよ」のように目上の人の仕事や専門に関することを「褒める」ときには特に注意が必要である。1「料理がお上手ですね」は先生の仕事や専門とは関係のない料理について褒めているので、言われた先生もうれしく感じるであろうが、4のような場合には、「ありがとうございます」といった感謝、「先生の授業は楽しいです」といったプラスの感情表現、「とてもよくわかりました」「よい勉強になりました」など評価性の低い、話し手にとって役に立ったというような表現に変えた方がよい。5の「よくわかりました」という表現は問題ないのだが、「なるほど」という表現は評価が表れるので、目上の人には使わない方がよい。

2-2-2 評価における程度副詞

吉村（1995）に、ホストファミリーが留学生に「料理がなかなか上手ですね」と言われ、不快感・違和感を感じたというものがある。本来「褒められる」ことは快いものののだが、ここでは「なかなか」という程度副詞の使用が問題なのである。小川・前田（2003）では、「程度を表す副詞のうち、次のものは、相対的によい、あるいは予想よりはよいという表現であるため、絶対的な高い評価とは言えない。使う相手によっては注意が必要である」とし、以下のような例をあげている。

- ・ だいぶ、割に、幾分、比較的、相当、かなり（相対的によい）
- ・ なかなか、結構、案外（予想よりはよい）

程度副詞は「すこし、ちょっと、ずっと」のように程度性の色濃いものから、「なかなか、けっこう」「ずいぶん、あまりに」など、工藤（1983）のいう「評価性」の色濃いものまで広範囲に及ぶ。程度副詞は、話し手の見積もりを表現するため、評価性が生じてくるのであろう。守屋（2003）は「評価」は、質と内容によってはある程度の専門知識が必要とされ、それなりの正当性、妥当性が求められるはずで、そういう場合に、評価する立場にない、あるいは正しく評価できないものが褒めるという評価を行えば、礼を欠くことになるのは当然だという。程度副詞の中の評価性の色濃い性格のものを使用すると、話し手の評価が強く打ち出されるため、聞き手と対等な口利きをしていると見なされ、原則2「話し手は聞き手を対等な関係と位置付けるような表現をしてはいけない」に反するのである。程度副詞の中の評価性の色濃い性格のものを使用するにあたっては、相手や対象によっては配慮に欠けた表現になってしまうため、注意が必要である。

日本語学習者は、これらの副詞が程度の高さを表すことは知っていても、それが「褒める」という発話の中で使用されたときの聞き手に与える違和感までは気づいていない。よって、ここでは、「褒める」という発話行為を取り上げ、程度副詞の中には、評価性の強いものがある、ということを気づかせ、適切な使い方を理解させるため、以下のような問題を与える。

問題4 上手な褒め方はどれでしょう。

1. (先生の車を見て) なかなかいい車ですね。
2. (カラオケで先生の歌を聞いて) けっこうお上手ですね。
3. (先生の子供の写真をみて) かなりかわいいですね。
4. (講義を聞いたあとで) とても勉強になりました。

以下のような内容の解説を与える。

答えは4である。「なかなか、けっこう、かなり、とても」などは程度を表す副詞であり、話し手の評価が表れる。「なかなか、けっこう、かなり」を使用すると、「予想よりはいい、相対的にいい」といった表現になるため、絶対的な高い評価とは言えなくなり、そう判断した話し手の評価性が強く出る。評価することは、原則「話し手は聞き手を対等な関係と位置付けるような表現をしてはいけない」に反することになるため、「褒める」場合には評価性の低い表現に変える必要がある。よって、「なかなか、けっこう、かなり」などは、適切な「褒め」の表現としては使えないことになる。「褒める」とときには、これらの評価性の強い副詞の使い方には注意が必要である。「とても」はただ単に程度が非常に高いことを表しているだけであり、「予想よりはいい・相対的にいい」ということは表していない。したがって、4の「とても勉強になりました」は評価性を感じさせない表現となっており、適切なほめ方と言える。

2-3 利益・負担

2-3-1 恩恵・利益を与える表現、受ける表現

日本語の授受表現は、「その動作がだれのために（だれの利益のために）おこなわれるかをあらわす」（鈴木 1972）ものだが、以下のように「文法的には違反していないにもかかわらず、日本語らしくない表現」（堀口 1984）をよく耳にする。

(6) # 先生が私の作文を直しました。

(7) # 先生、私の町を案内してあげます。

これらの文は、文法的には正しいために運用面での不適切さに気づかず、聞き手に違和感を与えてしまう。(6)は、聞き手に対しての「一てくれる」の無使用が原則3の1「話し手の利益、聞き手の負担は言わなければならない」に反する。また、(7)の「一てあげる」の不必要な使用が原則3の2「話し手の負担、聞き手の利益は言うてはいけない」に反しているのである。

2-3-1-1 「一てくれる」の無使用に関して

「一てくれる」は、「動作を話し手あるいは話し手のがわに属する人（話し手の身うちのものなど）のためにおこなうこと」（鈴木 1972）を表すものである。堀口（1984）は「あ

る人が他の人のために何かをした場合、それによって生じる恩恵も与えたり与えられたりするということを言語表現の中に含める」としている。この「言語表現の中に含める」というのは、「私」または話し手の身内などの話し手側の人物が、動作や移動する物の受け手になり、この恩恵を授受の補助動詞「－てくれる」を用いて表すということである。

(6)' 先生が私の作文を直してくれました。

「直しました」で事実を正確に表すことはできるが、その事実に対して、話し手の感謝の気持ち、恩恵を感じていることを表してはいない。これは原則3の1「話し手の利益、聞き手の負担は言わなければならない」に反している。そのため、「直してくれました」または、「直してくださいました」と「－てくれる」を使用しなければならない。

原則3の1「話し手の利益、聞き手の負担は言わなければならない」を理解させるために、以下のような問題を与える。

問題5 先輩はどうして「えっ!？」と言いましたか。

先生：今日の発表、なかなか上手にできましたね。

学生：ありがとうございます。先輩が手伝いましたから。

先輩：えっ!？

以下のような内容の解説を与える。

答えは、学生が「先輩が手伝ってくれました」と言っていないからである。学生が言った「先輩が手伝いました」は、事実を正確に表すことはできているが、その中に恩恵を受けた、感謝しているという気持ちは含まれていない。学生が先輩に受けた感謝や恩恵の気持ちを表すためには、「－てくれる」をつける必要がある。原則「話し手の利益、聞き手の負担は言わなければならない」に従い、先輩が「手伝った」負担の大きさと、学生が受けた利益を「－てくれる」を用いて表さなければならない。

2-3-1-2 「－てあげる」の不必要な使用に関して

「－てあげる」は、「動作の主体がほかの人のためにその動作を行うこと」（鈴木1972）を表す。つまり、「－てあげる」を使用すると、動作を行う話し手が負担になり、動作の受け手である聞き手に利益があることを表すことになる。(7)「案内してあげます」のように「－てあげる」を使用すると、原則3の2「話し手の負担、聞き手の利益は言ってはいけない」に反し、文法的には間違いではないが押し付けがましい表現になってしまう。

(7)' 先生、私の町をご案内します。

のように、「－てあげる」をつけずに、自分の動作のみを表現するか、または、「ご案内

しましょう」のように、「－ましょう／－ましょうか」をつけて申し出をすると、押し付けがましい印象はなくなる。

原則3の2「話し手の負担、聞き手の利益は言うてはいけない」を理解させるために、以下のような問題を与える。

問題6 次の中で、先生が気になる言い方をしたのは誰ですか。

(先生が、重そうな荷物を持っています)

学生A：先生、お荷物、持ってあげます。

学生B：先生、お荷物、お持ちします。

学生C：先生、お荷物、お持ちしましょうか。

以下のような内容の解説を与える。

答えは学生Aである。聞き手に対して、直接何かを申し出の場合には、「－てあげる」をつけると、話し手が負担になり、聞き手に利益があることを表し、原則「話し手の負担、聞き手の利益は言うてはいけない」に反し、配慮に欠けた失礼な表現となってしまう。学生Bのように何もつけずに事実だけを伝えるか、または学生Cのように「－ましょう／－ましょうか」をつけて、申し出をするといよい。

2-4 依頼表現と配慮に関わる原則

誰かに何かを頼むという行為は、自分の利益になることを相手の行動を通じて実現させようとするものであるため、話し手は常に聞き手に負担や迷惑がかかることを考慮する必要がある。特に聞き手が自分より上位者である場合、失礼にならないように十分な配慮をしなければならない。本稿で述べている配慮に関わる原則に従わなければ、丁寧な依頼を行うことはできない。

英語においては、「Can you pass me the salt? (塩が取れますか)」で丁寧な依頼を表すことが可能であるが、日本語では、聞き手の近くに塩があるとき、「塩がとれますか」と問うことは聞き手の能力を疑うことになり聞くことができない。

(8) # 先生、明日までにレポート、見られますか。

(9) # 先生、明日までにレポート、見たいですか。

(10) # 先生、明日までにレポート、見ますか。

(8)は聞き手の私的領域である能力、(9)は聞き手の私的領域である願望・欲求、(10)は聞き手の私的領域である意志を問う表現になっている。これらは、原則1「聞き手の私的領域に踏み込んではいけません」に反しており、上位の立場にある聞き手に対して非常に不快感を与えるものである。

また、依頼とは、聞き手に負担をかけ話し手に利益があるものであり、それを遂行するかしないかは、聞き手に選択権があるものである。このように、話し手に利益がある場合は、

原則3の1「話し手の利益、聞き手の負担は言わなければならない」に従わなければならない、この点からも(8)(9)(10)は不適切な発話となる。

日本語学習者が最初に依頼の表現として学習するのは「ーてください」を使ったものである。

(11) (銀行で) 日本円に換えてください。

(12) # 先生、明日までにレポート見てください。

(11)のように、頼むのが当たり前の場面では「ーてください」を使って依頼することはできるが、(12)のように上位者に対して負担が大きい依頼で用いると失礼な感じを与える。中道・土井(1995)は「～テクダサイの本来的な意味は《一応の敬意を含んで行為を要求する》といったものである」と述べている。通常、聞き手になんらかの行為を要求することができるのは、上位者から下位者に向かってである。上位者の聞き手に丁寧な依頼をするときは原則2「話し手は聞き手を対等な関係と位置付けるような表現をしてはいけない」に従い、「ーてください」を使った依頼をすることはできない。

(13) # 先生、明日までにレポート、見てくれますか。

(13)は(10)と比べ、「ーてくれる」を使い、原則3の1「話し手の利益、聞き手の負担は言わなければならない」に従い、話し手の利益を表した発話にはなっている。しかし、(13)の依頼を、聞き手が押し付けがましいと感じるのは、(10)の「見ますか」と同様に「見てくれますか」も、聞き手の私的領域にある意志をたずねているからである。つまり、原則3の1「話し手の利益、聞き手の負担は言わなければならない」に従っていても原則1「聞き手の私的領域に踏み込んではいけない」に反しているものは、配慮を欠いた発話になるのである。

これまで見てきたように、聞き手に対して失礼のない依頼を行おうとするときは、配慮に関わる原則のすべてに反しないようにしなければならない。

(14) 先生、明日までにレポート、見てもらえますか。

(14)は、「ーてもらう」で話し手の利益を表し、原則3の1「話し手の利益、聞き手の負担は言わなければならない」に従っている。また、聞き手の行為を直接聞くのではなく、話し手が聞き手から「レポートを見る」という行為を受けることが可能であるかどうかを聞いているため、私的領域に踏み込まず、配慮のある依頼となっている。また、「ーてもらえますか」を「ーてもらえませんか」にし、さらに「ーていただけませんか」、「ーていただけないでしょうか」とするほど丁寧さが増す。

丁寧な依頼を行うためには配慮表現に関わる原則に従わなければいけないことを理解させるために、次のような問題を与える。

問題7 適切でない頼み方はどれですか。それはどうしてですか

1. 先生、明日までにレポート、見たいですか。
2. 先生、明日までにレポート、見られますか。
3. 先生、明日までにレポート、見ますか。
4. 先生、明日までにレポート、見てください。
5. 先生、明日までにレポート、見てくれますか。
6. 先生、明日までにレポート、見てもらえますか

以下のような内容の解説を与える。

適切でないものは、1, 2, 3, 4, 5である。1は私的領域の願望・欲求, 2は私的領域の能力, 3は私的領域の意志を問う形になっていて原則「聞き手の私的領域に踏み込んでほならない」に反する。また、依頼は話し手にとって利益のあるものであるから、1, 2, 3は原則「話し手の利益, 聞き手の負担を言わなければならない」にも反している。4は、負担の大きい依頼で「ーてください」を使うことができるのは、通常、上位者だけであるため、原則「話し手は聞き手を対等な関係と位置付けるような表現をしてはいけない」に反する。5は話し手の利益を表す「ーてくれる」を使って、原則「話し手の利益, 聞き手の負担を言わなければならない」に従っているが、「見てくれますか」が聞き手の私的領域にある意志を聞いているため、原則「聞き手の私的領域に踏み込んではいけない」に反していて不適切である。6は「ーてもらえる」を使い、話し手の利益を表し、また、聞き手の行為を直接聞くのではなく、話し手が聞き手から「レポートを見る」という行為を受けることが可能であるかどうかを聞いているため、配慮のある適切な依頼発話となっている。

3 終わりに

以上、配慮に関わる表現の使用の原則をまとめ、学習者がその全体像を把握し、適切な運用を行うための具体的な指導を目指し、教育内容を検討してきた。検討してきた教育内容を、指導プランに具体化し、実践・検証していくことが今後の課題である。

参考文献

- 小川誉子美・前田直子（2003）『日本語文法演習 敬語を中心とした対人関係の表現－待遇表現－』スリーエーネットワーク
- 柏崎雅世（1993）『日本語教育基礎研究シリーズ1 日本語における行為指示型表現の機能－「お～／～てください」「～てくれ／～て」およびその疑問・否定疑問形について－』くろしお出版
- 蒲谷宏他（2006）『敬語表現教育の方法』大修館書店
- 神尾昭雄（2002）『続・情報のなわ張り理論』大修館書店
- 工藤 浩（1983）「程度副詞をめぐる」，渡辺実編『副用語の研究』明治書院
- 国立国語研究所（1991）『日本語教育指導参考書19 副詞の意味と用法』大蔵省印刷局
- 鈴木重幸（1972）『日本語文法・形態論』むぎ書房
- 鈴木 睦（1989）「聞き手の私的領域と丁寧表現－日本語の丁寧さはいかにして成り立つか－」『日本語学』8－2 明治書院
- 鈴木 睦（1997）「日本語教育における丁寧体世界と普通体世界」『視点と言語行動』くろしお出版
- 中道真木男・土井真美（1995）「日本語教育における依頼の扱い」『日本語学』14－10 明治書院
- 阪田雪子・新屋映子・守屋三千代（2003）『日本語運用文法』凡人社
- 飛田良文・浅田秀子（1994）『現代副詞用法辞典』東京堂出版
- 姫野伴子・新屋映子・守屋三千代・陳淑梅（2003～2004）「配慮表現からみた日本語」『月刊日本語』2003年4月号～2004年3月号アルク
- 藤原安佐（2002）「社会的要因による「聞き手敬語」の使い分け」『教育学の研究と実践』第一号 北海道教育学会
- 藤原安佐（2005）「丁寧さに関わる問いかけの「たい／ほしい」の使用制限」『教授学の探究』第22号 北海道大学大学院教育学研究科教育方法学研究室
- 藤原安佐（2006）「日本語教育における丁寧さの指導」『教授学の探究』第23号 北海道大学大学院教育学研究科教育方法学研究室
- 堀口純子（1984）「授受表現にかかわる謝りの分析」『日本語教育52号』日本語教育学会
- 吉村和美（1995）「留学生の待遇表現に関する一考察」『AKP紀要9』同志社大学